

(証券コード3249)
(発信日) 2024年10月 9 日
(電子提供措置の開始日) 2024年10月 3 日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
産業ファンド投資法人
執行役員 本多邦美

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会については、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書に賛否をご記入の上、2024年10月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第41条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合、本投資法人現行規約第41条第3項に定める議案を除き、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成す

るものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
 - (1) 執行役員又は監督役員の解任
 - (2) 投資法人による資産運用委託契約の解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 本条を変更する内容の規約の変更

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本投資法人ウェブサイト「第10回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、本投資法人におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.iif-reit.com/ir/investorsmeeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（産業ファンド投資法人）又は証券コード（3249）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月25日（金曜日）午前11時
（なお、受付開始時刻は午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員3名選任の件
第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

以 上

<お願い>

- ◎本投資主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

<ご案内>

- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、本投資法人ウェブサイト（<https://www.iif-reit.com/>）及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場にて、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である株式会社KJRマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎従前投資主総会後に投資主の皆様にお送りしておりました決議通知に

つきましては、書面によるご送付に代えて、本投資法人ウェブサイト (<https://www.iif-reit.com/>) に掲載させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 他の東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場している不動産投資法人における動向や、評価額の客観性確保の観点等も踏まえ、有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で評価を行う場合の評価方法について、明確化のための変更を行うものです（規約第19条第1号関連）。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるため、第33条第4項を新設するものです（規約第33条第4項関連）。
- (3) 上記のほか、定義語の調整のために所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分です。）

現 行 規 約	変 更 案
第11条（資産運用の対象） 1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(6)（記載省略） (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備（ただし、不動産に該当するものを除く。）<u>（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）</u> (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。その後の改正を含む。）（以下「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」という。）第2条第7項に定める公共施設等運営権<u>（以下「公共施設等運営権」という。）</u> (9)（記載省略） 2.～7.（記載省略）	第11条（資産運用の対象） 1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(6)（現行どおり） (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備（ただし、不動産に該当するものを除く。） (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。その後の改正を含む。）（以下「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」という。）第2条第7項に定める公共施設等運営権 (9)（現行どおり） 2.～7.（現行どおり）
第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するも	第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するも

現 行 規 約	変 更 案
のとする。 (1) 不動産、地上権及び不動産の賃借権 不動産、地上権及び不動産の賃借権については、<u>収益還元法</u>により求めた<u>価額</u>をもって評価する。 (2)～(3) (記載省略)	のとする。 (1) 不動産、地上権及び不動産の賃借権 不動産、地上権及び不動産の賃借権については、<u>原則として不動産鑑定士による鑑定評価等</u>により求めた<u>評価額</u>とする。 (2)～(3) (現行どおり)
第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的） 本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（ただし、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。	第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的） 本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）<u>以下「租税特別措置法」という。</u>）第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（ただし、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。

現 行 規 約	変 更 案
第33条（投資主総会の招集） 1．～ 3．（記載省略） （新設）	第33条（投資主総会の招集<u>及び電子提供措置</u>） 1．～ 3．（現行どおり） <u>4．本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である本多邦美から、投信法第99条第2項の規定に基づき定められた任期の満了前に本投資主総会が開催されることから、本投資主総会の終結のときをもっていったん辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、本投資法人現行規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2024年9月25日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(ほん だ く み) 本 多 邦 美 (1972年3月10日)	1999年4月 常松・築瀬・関根（現 長島・大野・常松）法律事務所 2000年3月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所 2002年9月 モリソン・フォースター法律事務所 2003年8月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内）法律事務所（現任） 2007年3月 本投資法人 監督役員 2020年10月 本投資法人 執行役員（現任） 2021年6月 東洋精糖株式会社 社外取締役（現任） 現在に至る	0口

- (注1) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。
- (注2) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 監督役員3名選任の件

本投資主総会の監督役員である宇佐美豊、大平興毅及び番匠史人の3名から、本投資法人現行規約第44条第1項但書の定めに基づき定められた任期の満了前に本投資主総会が開催されることから、本投資主総会の終結のときをもっていったん辞任したい旨の申出がありましたので、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人現行規約第44条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、投信法及び本投資法人現行規約第42条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 本投資法人 の投資口数
1	(う さ み ゆたか) 宇佐美 豊 (1958年4月28日)	1984年10月 監査法人太田哲三事務所（現 EY新日 本有限責任監査法人）国際部 1989年7月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）駐 在 1990年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ドイツ） 駐在 1993年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ベルギ ー）駐在 1996年9月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限 責任監査法人）国内監査部門 1999年8月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）短 期駐在 2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）リスクマ ネジメント部長 2005年5月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責 任監査法人）代表社員 2006年11月 マネジメント・パワー・エクスチェン ジ株式会社 代表取締役（現任） 2011年9月 西川計測株式会社 社外監査役 2012年4月 国立大学法人 政策研究大学院大学 監事 2012年7月 株式会社パデコ 社外監査役 2014年6月 東京海上プライベートリート投資法人 監督役員 2015年6月 東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式 会社） 社外監査役 2015年9月 西川計測株式会社 社外取締役（監査 等委員） 2017年9月 CUCエネルギー株式会社 監査役 （現任） 2019年6月 東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式 会社） 社外取締役（監査等委員） 2020年5月 株式会社チョダ 社外監査役（現任） 2020年10月 本投資法人 監督役員（現任） 2023年6月 カルビー株式会社 社外監査役（現 任） 現在に至る	0口
2	(おお ひ ら こう き) 大 平 興 毅 (1973年11月25日)	2000年4月 外立総合法律事務所 2004年6月 渥美総合法律事務所（現 渥美坂井法 律事務所・外国法共同事業） 2008年9月 間宮総合法律事務所（現 スクワイヤ 外国法共同事業法律事務所） 2014年1月 上村総合法律事務所 2016年4月 上村・大平・水野法律事務所（現任） 2018年7月 株式会社ヘリックス 社外取締役（現 任） 2020年3月 ジャパンケーブルキャスト株式会社 社外取締役（監査等委員） 2020年10月 本投資法人 監督役員（現任） 2024年3月 ジャパンケーブルキャスト株式会社 監査役（現任） 現在に至る	0口

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 本投資法人 の投資口数
3	(ばん しょう ふみ と) 番 匠 史 人 (1980年 8 月23日)	2007年 9 月 のぞみ総合法律事務所 2009年 7 月 金融庁検査局 出向 2011年 8 月 のぞみ総合法律事務所 2018年 1 月 ひふみ総合法律事務所 (現任) 2018年 4 月 第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 副委員長 (現任) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 倫理審査委員会委員 (現任) 2020年11月 株式会社ナカノ商会 社外監査役 (現任) 2021年12月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 幹事 (現任) 2022年 4 月 慶應義塾大学法学部法律学科 非常勤講師 (民法演習担当) (現任) 2022年10月 本投資法人 監督役員 (現任) 現在に至る	0 口

- (注1) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
また、上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- (注2) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者は、いずれも、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、守津真麻を第一順位、宮崎英樹を第二順位とします。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第44条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2024年9月25日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 本投資法人 の投資口数
1	(もり つ ま き) 守 津 真 麻 (1977年12月13日)	2002年 4 月 株式会社スペースデザイン 2005年 1 月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ 株式会社 (現 株式会社K J R マネジ メント) 不動産運用部 2012年 7 月 同社 リテール本部ファンド企画部 2015年10月 同社 インダストリアル本部ファンド 企画部 (現 ポートフォリオマネジ メント・インベスターリレーションズ 部) 2019年 5 月 同社 インダストリアル本部ファンド 企画部長 (現 ポートフォリオマネジ メント・インベスターリレーションズ 部長) 2024年 7 月 同社 執行役員インダストリアル本部 長 (現任) 現在に至る	0 口
2	(みや ざき ひで き) 宮 崎 英 樹 (1981年5月8日)	2007年12月 パシフィックマネジメント株式会社 2009年 3 月 クッシュマン・アンド・ウェイクフイ ールド・アセットマネジメント株式会 社 2016年11月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ 株式会社 (現 株式会社K J R マネジ メント) インダストリアル本部ファ ンド企画部 (現 ポートフォリオマネ ジメント・インベスターリレーション ズ部) 2024年 7 月 同社 インダストリアル本部ポートフ ォリオマネジメント・インベスターリ レーションズ部長 (現任) 現在に至る	0 口

(注1) 上記補欠執行役員候補者守津真麻は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である株式会社K J R マネジメントの執行役員インダストリアル本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

また、上記補欠執行役員候補者宮崎英樹は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である株式会社K J R マネジメントのインダストリアル本部ポートフォリオマネジメント・インベスターリレーションズ部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

(注2) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。また、本投資法人現行規約第41条第3項に定める議案については、「みなし賛成」の規定は適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める議案は含まれません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー

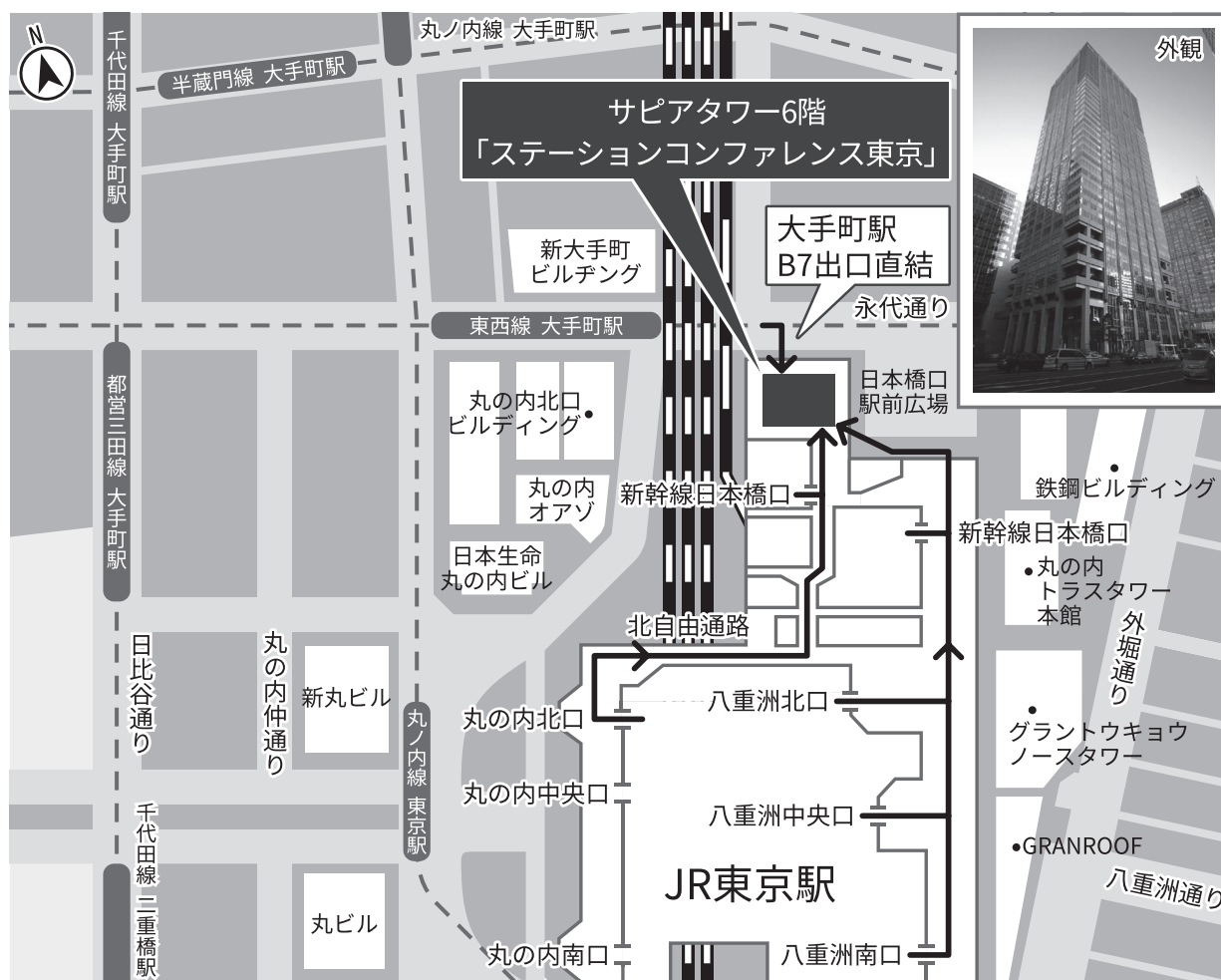
ステーションコンファレンス東京 6階 602

電話：03-6888-8080（代表）

交通：J R 「東京駅」 八重洲北口より徒歩2分

地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、千代田線、丸ノ内線、都営三田線

「大手町駅」 B7 出口階段より 1 階エントランス直結



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※ 本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。